

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	後期高齢者医療保険料賦課事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那珂川市は、後期高齢者医療保険料賦課事務における特定個人情報を取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

福岡県 那珂川市長

## 公表日

平成30年8月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険料賦課事務
②事務の概要	<p>後期高齢者医療保険料の賦課に係る情報を提供及び受理し、賦課決定や変更決定の通知を行う事務。</p> <p>【番号法別表第一に関する事務】            ①簡易申告に関する事務。            ②保険料の決定もしくは変更の通知に関する事務。            ③保険料の減免、徴収猶予に関する事務。</p> <p>【番号法別表第二に関する事務】            ①高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報の提供。</p> <p>※後期高齢者医療保険料賦課事務において、番号法第19条の別表第二の規定に基づき、中間サーバーを使用して特定個人情報の提供を行う。            中間サーバーについては、セキュリティ上の観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。また、情報提供ネットワークシステムに接続するにあたり、情報提供に必要な情報を「副本」として保有する。</p>
③システムの名称	後期高齢、福岡県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、オンラインファイル連携ツール、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
地方税関係情報ファイル、保険料関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.番号法第9条第1項 別表第一の59の項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	1.番号法第19条 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に、本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項。 (83) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に、本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項。 なし(後期高齢者医療保険料賦課事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない) 2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (主務省令における情報提供の根拠) ※別表第二の83の項については、主務省令未公布。 (主務省令における情報照会の根拠) なし

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民生活部 住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 住民生活部 住民課 Tel.092-408-3358
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 住民生活部 住民課 Tel.092-408-3358

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年6月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年6月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月20日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	高齢者支援課長 羽根 正俊	高齢者支援課長 伊藤 拓己	事後	
平成30年6月15日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 高齢者支援課	住民生活部 住民課	事後	
平成30年6月15日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢者支援課長 伊藤 拓己	住民課長	事後	
平成30年10月1日	表紙. 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	那珂川町は	那珂川市は	事前	
平成30年10月1日	表紙. 評価実施機関名	那珂川町長	那珂川市長	事前	
平成30年10月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那珂川町役場 健康福祉部 高齢者支援課 Tel 092-408-4783	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 住民生活部 住民課 Tel 092-408-3358	事前	
平成30年10月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那珂川町役場 健康福祉部 高齢者支援課 Tel 092-408-4783	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 住民生活部 住民課 Tel 092-408-3358	事前	